

Web高速化（CDN）サービス利用約款

GMOクラウド株式会社

GMOクラウド株式会社（以下、「当社」という。）が提供するWeb高速化（CDN）サービス（以下、「本サービス」という。）の内容やその申込方法等については、このWeb高速化（CDN）サービス利用約款（以下、「本利用約款」という。）で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しないかたについては、本サービスの利用をお断りしますので、本サービスの申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

第1章 本利用約款の目的

第1条（本利用約款の目的）

本利用約款は、本サービスの内容及びその申込方法等について定めます。

第2章 本サービスの申込

第2条（申込の方法）

1. 本サービスの申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の2通りがあります。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社に提出してください。
4. 本サービスの申込に際しては、本サービスの種類（サービスプラン）について、第2項に定めるウェブサイトの申込フォーム又は前項の発注書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
5. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本利用約款の内容の全部又は一部に同意しないかたについては、本サービスの利用をお断りしますので、その場合には第2項に定める申込のための送信の操作又は第3項に定める発注書の提出を行わないでください。

第3条（本サービスの利用の開始）

1. お客さまは、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本サービスを利用することができます。
 - (1) 前条第2項に定める申込の情報又は前条第3項に定める発注書が当社に到達すること。
 - (2) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。
2. 前項第2号の承諾の通知は、電子メールにより行います。

第4条（承諾を行わない場合）

当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 反社会的な団体である場合又は反社会的な団体の構成員である場合。
- (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 本サービスの内容

第5条（基本サービス）

当社は、お客さまのイメージ、フラッシュ等、低容量のコンテンツファイルを、当該コンテンツの利用者の端末にダウンロードして利用できるよう、コンテンツの送信、通信高速化のシステム及びネットワークインフラを提供するサービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。

第6条（オプションサービス）

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を変更する場合があります。

第7条（知的財産権等の帰属）

本サービスのためにお客さまに提供するソフトウェア及び文書・資料に関する著作権を含む知的財産権（実施・許諾件・使用权を含むがこれに限りません。）及び所有権は当社又は当社のライセンサーに帰属し、当社の書面による事前の承諾がない限り、お客さまは本利用約款及び利用契約書に従い本サービスを利用する権限のみを有するものとします。

第4章 サポート

第8条（サポート）

1. 当社は、本サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、電話又は電子メールその他当社が別に定める方法により回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第5章 お客様の義務

第9条（提供区域）

お客様は、日本国内においてのみ本サービスを利用できるものとします。

第10条（パスワード等の管理）

1. お客様は、当社がお客様に発行したユーザID及びパスワード（以下、「パスワード等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー（専用サーバーを含む。以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスしようとする者に対してパスワード等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいユーザIDを構成する文字列と入力されたユーザIDを構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. お客様は、第1項に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第11条（過大な負荷を与えることの禁止）

お客様は、当社のサーバーその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で本サービスを利用してはけません。

第12条（お客様と第三者との間における紛争）

1. お客様は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の知的財産権に関する侵害、著作権侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客様自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
2. 本利用約款にもとづき、当社がお客様に使用を許諾する著作物等の内容についてお客様が第三者より警告や請求を受け取った場合、お客様は速やかに当社にその旨を通知するものとします。お客様は、当社が主体となって行う当該紛争の対応について協力するものとします。

第13条（インターネットにおける慣習の遵守）

お客様は、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。

第14条（違法行為等の禁止）

1. お客様は、本サービスを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはけません。
2. お客様は、当社がお客様に提供している本サービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

第15条（アダルトサイト等の禁止）

1. お客様は、本サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、

若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

2. 前項に定めるもののほか、お客さまは、本サービスを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

第16条 (契約上の地位の処分の禁止等)

お客さまは、本利用約款にもとづくお客さまの地位及び本利用約款にもとづく当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客さまの権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。

第17条 (営業秘密等の漏洩等の禁止)

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という。）の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの利用終了後も、これを適用するものとします。
3. お客さまは、本サービスの利用終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

第18条 (当社からの連絡)

1. 当社がお客さまに対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客さまが理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第19条 (当社からの問い合わせ)

1. 当社は、本サービスをお客さまに提供するために必要な手続を行うときは、電子メール、郵便又はファックス等でお客さまに対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社がお客さまに問い合わせる事項は、当社が本サービスをお客さまに提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客さまに求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。
3. 当社は、当社がお客さまに前2項の問い合わせを行った日から1カ月を経過してもお客さまが当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が本サービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続その他の事務等を履践することができないときは、お客さまに対する本サービスの提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、お客さまが次条に定める変更の届出を行わないために第1項の問い合わせがお客さまに到達せず、このために当社が本サービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続その他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。
5. お客さまは、前2項にもとづいて当社がお客さまに対する本サービスの提供を取り止める旨をお客さまに通知したときは、その通知がお客さまに到達した日をもってサービスの提供を受ける

権利を失うものとし、この場合において、その通知が何らかの事情によりお客さまに到達しないときは、お客さまは、当社がその通知を発信した日から1週間経過した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとし、

第20条 (変更の届出)

1. 本サービス申込の際に申込フォームに入力した事項又は申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供に関する事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客さまの地位を承継したかたが、本条に定める変更の届出を行ってください。

第21条 (本サービスの利用に関する規則)

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第6章 本サービスの停止等

第22条 (本サービスの提供の停止及び一時休止)

1. 当社は、お客さまについて第34条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社がお客さまに提供している本サービスを第三者が不正に利用していわゆるフィッシングサイトの運用等第14条第2項に定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客さまに対する本サービスの提供を停止することがあります。
2. お客さまは、次の各号の要件を満たした場合、休止希望日の40日前までに書面又は電子メールにて当社へ連絡することにより、休止希望日から最大90日の期間、本サービスの利用を一時的に休止することができるものとします。
 - (1) 休止希望日の時点で本サービスを6カ月以上継続して利用していること。
 - (2) 2カ月以上の利用料金の滞納がないこと。
 - (3) 過去1年以内に一時休止を依頼していないこと。
3. お客さまが一時休止期間中に利用再開を希望する場合、利用再開希望日の40日前までに当社宛に書面にて通知することにより、本サービスの利用を再開することができるものとします。

第23条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部

を廃止することがあります。

2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

第24条（本サービスの利用不能）

お客さまは、当社のサーバーその他の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社のサーバーその他の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用できない事態が生じるものであることを了承するものとします。

第7章 当社の責任範囲

第25条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第26条（利用不能による返金）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、お客さまが10分以上継続して本サービスを利用できない状態（以下、「障害」という。）が生じた場合には、1カ月に発生した障害の合計時間に応じて、次の通り当月分の月額利用料金の一部をお客さまに返金します。

(1) 障害時間の合計が1カ月間で1時間以上3時間未満	月額利用料金額の5%
(2) 障害時間の合計が1カ月間で3時間以上6時間未満	月額利用料金額の10%
(3) 障害時間の合計が1カ月間で6時間以上12時間未満	月額利用料金額の20%
(4) 障害時間の合計が1カ月間で12時間以上	月額利用料金額の30%
2. 当社は、月額利用料金の金額から返金額を減じる方法により前項の返金を行うものとします。

第27条（損害賠償）

当社は、当社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、お客さまに対して当該損害を賠償するものとします。ただし、その賠償額は、当該損害が発生した月においてお客さまが当社に支払った月額利用料金の範囲に限られるものとします。

第28条（担保責任の否定）

次の各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。

- (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
- (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
- (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

第8章 料金

第29条 (料金の種類)

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 初期設定費用
 - (2) 月額利用料金
2. お客さまが第6条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前項に定める料金のほか、オプション初期設定費用及びオプション月額利用料金を当社に支払うものとします。
3. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。
4. 銀行振込手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

第30条 (月額利用料金)

1. 本サービスの月額利用料金については、お客さまが本サービスを利用して転送したデータ転送量に応じて算出するものとします。データ転送量は、G b y t e単位で算出し、整数以下は切り捨てるものとします。
2. 当社は、月額利用料金を算出するための基礎となる単位転送量あたりの料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

第31条 (料金の支払方法)

お客さまは、当社のあらかじめ指定する銀行預金口座へ振り込む方法により、料金を支払うものとします。

第32条 (料金の支払時期及び遅延損害金)

お客さまは、当月分の料金を翌月末日（銀行休日にかかる場合は前営業日とします。）までに支払うものとします。万一、お客さまが期限までに料金を支払わない場合には、その期限の翌日から元本に対して年14分の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第9章 本サービスの更新及び終了等

第33条 (お客さまの行う解除)

1. お客さまは、解除希望日の40日前までに文書により当社に通知することにより、いつでも将来に向かって本サービスを解除することができます。
2. お客さまは、前項の解除権を行使する場合には、未払いの利用料金を直ちに当社に支払うものとします。
3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。

第34条 (当社の行う解除)

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) 料金の支払のために当社に交付した手形、小切手その他の有価証券が、不渡りとなった場合。

- (3) 破産手続その他の倒産手続が開始した場合。
 - (4) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (5) 反社会的な団体である場合又は反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。
 3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第10章 紛争の解決等

第35条 (準拠法)

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第36条 (裁判管轄)

本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条 (紛争の解決のための努力)

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第11章 本利用約款の改定

第38条 (本利用約款の改定)

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則 (2010年10月5日作定)

本利用約款は、2010年10月5日に作定し、即日実施します。